

対日講和・旧安保条約の締結と『世界』 —日米同盟をめぐる論説の検証—

水野 均

1 問題の所在

1997年、『岩波書店』の発行する総合雑誌『世界』6月号の編集後記には、次のような一節があった。

仮に、「日米安保」が現在の日本にとって重要であり、条約上の義務の履行が必要だと認めたとしても、たとえば米国が駐留させる兵力の性格、規模、運用、配置などについて、もっと米国と協議できたはずだ。東アジアに10万人の兵力維持が必要だという根拠について、また沖縄に海兵隊の駐留が必要だという根拠について、日本政府が日本国民の利益を体して、米国に問い合わせた形跡はない（352頁。以下、引用後のカッコ内頁番号は、断りなき限り『世界』の頁を示す）。

「仮に」とはいえ、日米安保条約及びそれに基づく日米両国間の安全保障同盟関係（日米同盟）を「必要だと認めた」という箇所には、「日米同盟に長年反対してきた」といわれる『世界』の立場に照らす限り、少々奇異な感じが否めない。その一方で、日米同盟が、『世界』の繰り返してきた批判にもかかわらず、50年以上維持・拡大し続けてきたのも事実である。

こうした状況を解明する第一歩として、1951年に最初の安保条約が締結される前後の時期、『世界』の展開した主張を、当時の同誌が掲載した論文を中心に問い合わせてみたい。

2 『世界』の米国に対する期待

1945年8月15日、日本は第2次世界大戦の敗戦国となり、戦勝国となった米国側の占領支配を受けることになった。そして翌1946年、『世界』1月号（創刊号）の巻末に、当時『岩波書店』の社長であった岩波茂雄は一文を寄せ、「（日本の）無条件降伏を機会として甦生日本の理想的建設に邁進すべきで」あり、「（日本が）理想的国家建設に成功せば、マッカーサー元帥（日本を占領するGHQ最高司令官）も亦永久に我が国民に感謝されるであろう。」（191頁）と記していた。

このような米国に対する期待を抱いたのは、岩波だけではなかった。同じ号に長與善朗（作家）は「これこそ天佑」と題する一文を寄せ、「日本は民主主義の国になろうとしており、幸に日本を実際に敗かした者はアメリカだったのだから、社会主义はもちろん、共産主義の色も相当程度混るにしても、大体の国体制はさし当たってアメリカ的、且つ日

本的民主主義ということになるのだろう。」(107頁)と記していた。

しかし、『世界』が「甦生日本」の理想的建設を託した米国政府は、1945年9月22日付の「(日本)降伏後における初期対日方針」において、「日本國ガ再ビ米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及ビ安全ノ驚異トナラザルコトヲ確実ニスル」⁽¹⁾という「非武装化・非軍事化」政策を固めていた。そして、この方針に基き、同年中に日本の陸海軍は解体されるに至った。

さらに、新しく制定された日本国憲法において「戦争と戦力の放棄」を定めた第9条も、GHQの作成した憲法案に沿ったものであり、日本に対する「非武装化・非軍事化」政策の具体化に他ならなかった。しかし、この第9条について、田中二郎(東京大学法学部教授、行政法学者)は『世界』1946年5月号に、「日本国憲法の民主化」と題する論文を寄せ、「(憲法)草案の著しい特色の一つは平和国家の宣言」という点にあり、憲法第9条が「その具体的な方策」を規定したものに他ならず、「日本自らが将来よって立つべき基本的立場として、再建日本の生きんとする理想的な途として、この立場を力強く貫徹することこそ、将来日本が国際社会に寄与する所以であろう。」(33頁)と述べた。ここには、米国が憲法第9条に込めた真意を問うよりも、「日本自らが戦争という手段に訴えることなく、日本の安全を実現していこう」とする考え方方が示されていた。

これに先立つ1945年10月、第2次世界大戦後の国際関係で平和を実現するための組織として国際連合(国連)が発足していた。その国連は、安全保障を実現するための方式として、米ソ両超大国が中心となり国連の加盟国が協力して国際紛争を解決するという「集団安全保障」の仕組みを採用していた(国連憲章第39条)。また、世界の各地域ごとに平和を維持するために地域的取極・機構の創設を認めていた(同第52条・53条)。

このように、国際組織が平和を実現するという方式は、非武装化された日本の安全を保障するための基礎となり得るかに見えた。しかし、そこには、米ソ(及び両国と共に安全保障理事会の常任理事国を務める英國、フランス、中国)が集団安全保障に基づく措置を発動する際に拒否権を持つことや、武力攻撃を受けた国連の加盟国は集団安全保障が発動されるまで単独あるいは協力して自衛する(個別的・集団的自衛権の行使)が認められていた(国連憲章第51条)。国連は、国家の行う戦争を全面的に禁止してはいなかつたのである。

3 『世界』の永世中立構想

さらに、1947年には、米国によるマーシャル・プランの発動とソ連の主導するコミニフォルムの結成、翌1948年にはソ連による西ベルリンの封鎖とこれに対抗する米国側の空輸作戦と、米ソ両国間の「冷戦」は顕在化の一途を辿り、米ソ両国の協力が不可欠とされる国連の安全保障機能は、その実効性に懸念が抱かれ始めていた。

こうした状況の中、翌1949年、恒藤恭(大阪市立大学総長、法学者)は『世界』5月号に「戦争放棄の問題(上)」という論文を寄せた。そこではまず、「いま世界のあらゆる国々のあらゆる人々の生活」は、「いわゆる二つの世界によって、直接にか、間接にか、力強

(1) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、22頁。

く支配されている。」と、冷戦の顕在化を指摘した。

続いて論文は、「戦争を放棄し、兵力の存置を認めない日本国」の安全保障方式を考察するに際して、「いったい、現存する数十の国家の中で、真に全く自力のみによって、外部からの侵略・攻撃に対し独立を保持することの出来るものが、果して幾つ見出されるであろうか。」と疑問を提示した。そして、国連の安全保障機能に対する「当初の期待は全く空しいものとなり」、このような状況が「急速に改まりそうな見込みは立たない」との否定的な見解を表明した。

その上で、「やがて来たるべき講和条約締結の後における日本の永続的な在り方について、何らかの特殊の国際制度の設定されることが望ましいわけであり、斯かる要求を満たすものとして、永久中立国の制度の採択が問題となる次第である」と指摘した。さらに、こうした永久中立国の例としてスイスを挙げた上で、「我が国が永久中立国としての地位を取得するためには、我が国に対して密接な利害関係を有する全ての国々が、我が国自身も加えて所要の条約を締結するのでなければならぬ。」「我が国が永久中立国としての地位を取得するに至った場合を仮定すると、米国、カナダ、オーストラリア、ソ連邦、中国、朝鮮、英國などの諸国は、必ず永久中立条約に参加しているものと予想されるのであるから、日本の安全性は著しく増大すべきはずである。」と主張した（16～20頁）。

なお、恒藤は続いて、「（日本に対する）保障占領が行われている間は、万一他国の侵略や攻撃を受けることがあっても、占領軍がこれに対して必要な行動に出るであろうから、我が国が非常事態に遇して憲法第9条の規定の解釈が現実に問題となるのは、保障占領が終了してから以後のことである。」（22頁）と記していた。この部分には、連合軍（中心は米軍）による占領期間という条件の下で、日本の安全保障を外部の軍事力に依存するのを肯定する姿勢がうかがわれた。

この論文の発表と同時期の1949年4月、米国は英仏等西欧諸国との間で北大西洋条約機構（NATO）を発足させていた。この条約には、加盟国が武力攻撃を受けた際、他の加盟国が国連憲章第51条に規定された集団的自衛権（前出）に基づいて共同防衛を行う義務が盛り込まれていた（第4条）。従ってこれは、国連憲章に定める地域的平和機構の形態をとっていたものの、その実質は、ソ連側の勢力圏拡大に対抗するための軍事同盟に他ならなかった。

恒藤はさらに同年、『世界』6月号に「戦争放棄の問題（下）」を発表した。そこでは、「憲法の規定によって戦争を放棄した日本が（NATOのような）軍事同盟に参加するようなことは不条理の著しいものであるし、同盟に参加しながら軍事的義務を免除されるというような矛盾が認められるはずはない」と指摘した。そして、その上で「講和条約が締結され、日本が国際社会における独立国としての地位を回復した場合を仮定するならば、日本の立場から要望すべき集団安全保障体制は、太平洋地域に対して重大なる関心を持つ諸国が戦争を放棄した日本の平和国家としての地位を有効に維持することを目的として結成する国際機構以外の何物でもあり得ず、前にも言及したように、それはスイスの場合に範を求めつつ、しかも日本の微妙な平和主義の在り方に適応するところの独自の永久中立保障制度たるべきであろう。」（30～31頁）と主張した。

そして、以上のような、「『戦争と戦力』を放棄した日本の安全を、外国あるいは国連の安全保障政策・手段（軍事力も含まれる）に委ねる」という構想は、既に日本政府の内部

でも俎上に上っていた。1946年2月、外務省の条約法規課が作成した対日講和条約の試案では、米軍により日本の安全保障を確保する方式の検討を打ち出していた。ただし、その米軍は日本の本土に駐留するものではなく、旧日本領諸島に展開するものとしていた⁽²⁾。

さらに1947年10月、当時の外務省条約局長・萩原徹は、対日講和条約に関する準備資料として作成した「日本の安全保障問題に関する技術的考察」の中で、「平和（講和）条約とは別に、米国が日本の領土を保障し又は侵略に対して援助する協定を平和条約とは別個に（時期的には平和条約と同時に又はその後に）締結することは可能である。」⁽³⁾、「国際連合憲章には一つの便利な抜け途がある。それは第51条の個別的又は集団的自衛権であって日本と数国又は一国との間に援助又は保障の条約があれば日本が侵略を受けた場合『安全保障理事会が必要な措置をとる迄の間』その数国又は一国が自衛措置と称して武力行動迄も出来る」⁽⁴⁾と記していた。

その一方、米国政府は1949年頃までに、日本を極東においてソ連の勢力圏拡大を封じ込めるための基地とする方針へと、占領当初の「非軍事化・非武装化」から政策を転換していた⁽⁵⁾。他方で、恒藤が論文で提唱したような「永久中立国」は、スイスの事例が示すとおり、利害関係を有する大国全ての合意によってのみ成り立ち得るものであった⁽⁶⁾。この点に照らしても、米ソ冷戦の開始によって、「非武装・中立化した日本に対する関係国の安全保障」は、実現が極めて厳しくなっていた。

4 『世界』の単独講和批判論

翌1950年6月、朝鮮戦争が勃発した、これは北朝鮮がソ連及び中国（北京政府）から暗黙の同意を取り付けた上で韓国への軍事侵攻に踏み切り、韓国に親米政権を築いていた米国が国連に呼びかけて国連軍を編成して応戦するという、米ソ両同盟間の軍事衝突であった。

これを契機として日本政府（吉田茂内閣）は、米国側とのみの講和（単独講和・多数講和）及び米国による対日安全保障を実現する方針を固めた。これに基づき、外務省の西村熊雄・条約局長らが1950年10月11日付で作成した「日米安保条約草案」には、「国際連合が日本に対する侵略行為の存在を決定した時に、米国は国連憲章第51条（集団的自衛権）に基づいて、右の侵略を排除するために一切の措置をとり、そのためには米軍を日本国の領域内に常駐する」（草案第2条・第3条）と記されていた⁽⁷⁾。これは、「米国の軍隊（人）が日本を防衛する」義務を「軍隊を保有しない日本が、米軍に基地及び便宜（物）を供与する義務で充当する」という、「物と人の交換」方式によるものであった⁽⁸⁾。

(2) 1946年2月21日付「平和問題研究資料（第1次試案）」、『日本外交資料－対日平和条約関係』第1巻。

(3) 芦田均／進藤榮一・下河辺元春編纂『芦田均日記（7）』岩波書店、1986年、383頁。

(4) 同上、386頁。

(5) 明日川融『日米行政協定の政治史』、法政大学出版局、1999年、44～55頁。

(6) スイスの永世中立制度の成立については、Edgar Bonjour, *Geschichte der Schweizerischen Neutralität*, Band I, Basel: Helbing und Lichtenhahn, 1946. を参照。

(7) 前掲書『日米関係資料集』、79頁。

(8) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中公文庫、1999年、47～48頁。

その一方で、米軍が朝鮮半島に出動することとなったため、米国政府は日本政府に、米軍に代わって日本国内の治安を維持するための組織を設立するよう要求した。これに応じて同年の12月に警察予備隊が発足し、「日本の非武装化」は実質上転換するに至った。

こうした動きに対し、野党及び有識者の側では、米国側のみならずソ連側を含めての講和（全面講和）を強く提唱し続けていた。また彼らは、上記した「日米安保条約」及び日本の再軍備（再武装）による安全保障方式の実現にも反対を表明した。

このような中で翌1951年、『世界』4月号は、「講和・安全保障・再武装に関する我らの主張」と題して、与党及び野党に属する国会議員4名の見解を掲げた。

まず、与党・自由党の岡崎勝男は、「甘い考えは許されない」として、「仮に日本を侵略せんとする国があった」場合、「まず我が国は侵略国によって占領され、これを後から国際連合がやって来て駆逐してくれることになるかも知れぬが、その間に国土は戦場と化して、家は焼かれ、田畠は荒れ、非常な苦難な状況を呈するのは明らかのことである。」、「侵略者が現れてから救援の手を差伸べられても、国民としては既に遅しの感があるわけである。」ゆえに、「米軍の日本及びこの周辺に駐屯することは、単に直接の侵略を防止するのみならず、侵略者に強き警告を与え、かかる企図を予め打碎くであろうという点に大きな意義がある。」(81頁)と、米国の軍事力に日本の安全を委ねるのを妥当とした。

一方、野党・国民民主党の鶴見祐輔は、「再軍備によらぬ国土防衛」として、「平和条約の締結と表裏する重大問題は、(日本の)安全保障である。」として、「これには、暫定的措置と恒久的対策との二つがある。」とした。そして、「暫定的措置」としては、「米軍によって、日本を国外よりの侵略から防いでもらう外はない。」が、「それは飽くまでも应急且つ暫定的の已むを得ざる措置であって、それには一定の且つ成るべく短い年限の明記せられることが望ましい。」とした。さらに「恒久的対策」としては、「国際情勢の変化と日本国力の回復を待って」国連に加入せしめ、国連による防衛組織の一環として之を恒久化することが望ましい」とした。また、日本の再軍備については、「国際戦争に役立つような軍隊は急造できない。」として、反対の意思を示した(87~88頁)。これは、講和条約の締結直後は米軍、長期的には国連と区別しているものの、「外部の軍事力に日本の安全を委ねる」という点で、岡崎と同じ趣旨の提案と言えた。

これに対して、野党・社会党の勝間田清一は、「講和の問題と講和後の問題を区別せよ」として、「特定国及び特定国家群との軍事同盟は国連の本来の趣旨に反するのみならず、戦争誘発の原因を作り、また日本が戦争に巻き込まれる危険をもっている。」と指摘した。その上で、「(日本への)外敵侵入がたとえあるとしても、これに備える日本の安全保障への途は、日本が再武装するか否かは当面問題の外に置くとしても、二つの方法が考えられる。」として、「一つは特定国家と軍事同盟的協定を結ぶか、あるいはその特定国家を中心とする地域的集団保障に参加するかであり、他の一つは日本が平和そのものに貢献しながら世界平和機構としての国連に安全保障を求めて、国際的な紛争や戦争から中立を保つてゆくという方法である。」と述べ、「私の主張は後に属する。」とした。そして、その理由の一つとして、「地域的集団保障は日本の安全という場合のみを考えてはなら」ず、「参加国如何」では「日本の安全が二義的な意味しか持たなくなるのみならず、理由なき戦争に日本が参加することになる。」と論じた(92~93頁)。この主張からは、日本の非戦方針に加えて、やはり岡崎や鶴見と同様、日本の安全を国外の力（軍事力を含む）に委ねるのを

結果として容認する姿勢が示されていた。

また、労働者農民党の木村禧八郎は、「拙速よりも遅巧を」として、米ソ間の冷戦という状況の下では「単独ないし多数講和は、ある特定国の安全保障に脅威を与える形で締結せざるを得ない」ゆえに、「講和の問題が拙速主義で決められては」ならず、「遅巧主義で臨まなくてはならない」と指摘した。その上で、「仮に全面講和ができるも戦前よりも bad」、「現在の被占領状態はそれより『より悪い』 worse」、「単独ないし多数講和は現状よりもさらに不完全な worst」の状態をそれぞれもたらすゆえに、「bad の状態（全面講和）が得られないからといって、わざわざ worst の状態（単独ないし多数講和）を選ばなくてはならないということは筋が通らない」として、「worst よりも現状の worse の状態（ポツダム宣言に基づき13ヶ国によって占領されている状態）の方がまだましである。」と論じた。さらに、「全面講和は米ソの対立が緩和され協力ができなければ成り立たない」けれども、「辛抱強くそれ（全面講和）を待ちぬくことによって、米ソ協調を求め」るべきであると論じた（96～98頁）。ここには、占領状態において他国の軍事力により日本が外部からの侵略を防ぐ方法を容認する、という方針が示唆されていた。

5 『世界』の軍事協定批判論

1951年の夏を過ぎると、対日講和条約・安保条約の調印は目前に迫っていた。既に対日講和条約の草案は日本の国内にも公表されていたが、安保条約については、日米両国政府とも内容を機密扱いとしていた。

そのような中で、『世界』は同年の10月号に、「平和憲法と軍事協定の締結」と題して、有識者による論稿を掲載した。そこではまず、鶴飼信成（東京大学社会科学研究所教授、憲法学者）が「軍事協定の根拠」として、日米両国間で締結が予定されている軍事協定の内容が「伝えられるところによると、日本国内のどこに、どれだけの大きさと施設を持ったアメリカの軍事基地を作るか、日本側はどれだけの施設や軍事力を提供し、その費用を支援しなければならないか、というようなことについての取極めが中心である」という。が、日本の自主的に結ぶ協定が「講和条約の精神からいっても、軍事協定の形式として望ましいということになると、それを日本国憲法の永久平和条項（第9条）と、どう調和させることができるか」という問題を生じると指摘した。さらには、講和条約の発効した後に、日本が「集団的安全保障協定を締結しようとする場合」にも、「非武装中立の外にその理想を実現する途はないと信じていた日本にとって、他国への軍事基地の供与ないし場合によっては軍事力の供与が、却って（日本の）平和を保障する途である」というこの新しい考え方は、（日本の）立場の根本的な転換を意味するといわなければならない。」と主張した（119～122頁）。ここには、講和後の日本に米軍が駐留することへの懸念が表明されていた。

他方、田畠忍（同志社大学法学部教授、憲法学者）は、「軍事協定の締結と憲法感情」と題する論文の中で、「積極的な軍事協定、すなわち、その典型的な形態である攻撃型同盟等の軍事同盟の協約の締結は、憲法の平和規定の精神に反する意味に於ては違憲である。」と指摘した。しかし続けて、「消極的又は受動的な軍事協定の場合」、一例として対日講和条約の締結に伴う「外国軍隊の駐屯ないし駐留のごとき軍事協定の締結」が「違憲になる

であろうか」という問題に触れ、これに対する学説が、「消極的な自衛的軍事協定の締結といえども、自国が主体的に戦争的手段を肯定するのであり、且つ戦争を規定し戦争に巻き込まれるおそれがあるから」違憲であるとするもの（第1説）と、「外国軍の駐屯ないし駐留は、日本国の主体的な軍備ではなく、また必ずしも戦争を惹き起こす原因になるものではないから、かくのごとき協定の締結」を「違憲であるとすべき理由は出て来ない」とするもの（第2説）があるとした。

さらに田畠は、「第1説を中心として検討」を進め、「永世中立的保障は平和憲法の最も望むところであり、また連合国は日本国に、かかる保障を与えてしかるべきである」が、「隣邦諸国家にその意思がない以上、局地性と結びつく永世中立的な保障は立てられるべくもない。」、「軍備なれば中立なしと言われるぐらいであって、それは軍備と防衛戦争を許容するものである。」と、永世中立の実態を指摘した。

その上で、「この平和主義憲法の、基づきまた予定するところは、いちばんに平和を享受する諸国民の公正と信義への信頼と依存に出する安全保障であって、かくのごとき安全保障に必要なかぎり、無抵抗的に、外国軍の駐屯ないし駐留をも認めざるを得ざるものである。」が、「駐留外国軍の当該国家が小国であっては、右の目的の達せられ得ないことは明らかであり、大軍備を有する大国であれば、始めてその目的が達せられるかのごとくに見える。」と述べた。しかし、「他面に於いて、特定外国軍の駐屯又は駐留は、戦争を惹起し又は戦争に巻き込まれる心配を伴って」おり、「全面講和が成立して、またこの大国が単に特定の大國でなくして、国際連合である場合には、その方式による平和のための外国軍の駐屯ないし駐留は始めて戦争を避けうる効果が」あり、「軍事基地の問題についても同様である。」と論じた（124～126頁）。

また、横田喜三郎（東京大学法学部教授、国際法学者）は、「駐兵は認めて再軍備は避けねばならぬ」と題する論稿で、「（日本に）外国の軍隊を駐留させ、これに軍事基地や軍事施設を提供すること」について、「日本の憲法で陸海空軍その他の戦力を保持しないといえば、疑いもなく日本がこれらを保持しないことで」あり、「外国の軍隊が日本に駐留することは、憲法の規定に触れるものではない」と指摘した。さらに彼は、「仮に他の国から攻撃や侵略を受けるようなことがあっても、あえて抵抗も防衛も行うことなく、攻撃され、侵略されるままに、占領され、征服されるままに任せておいたらよい」という主張を、「不健全な平和主義」、「奴隸の平和主義」であると評し、「決して日本の憲法の採用したところではない」と断じた。

その上で、「日本国民のように、平和思想も民主主義も最近に知らされたばかりであり、数百年來の武家思想と明治以降の軍国主義が深く根ざしている場合に、（日本が）再び軍隊を設ければ、やがて軍部が勢力を握り、軍閥がはびこるという危険があるので、「日本自身の再軍備は、どこまでも避けなくてはならない。」として、日本の安全を守るには、「国際的保障しか」なく、その方法には、「国際連合の援助」あるいは、「一国または数国との特別の協定によって、援助を受ける約束をしておく」ものがある、とした。しかし、「単純な約束だけでは、急に（日本に対する）攻撃や侵略が起こった場合に、間に合わないおそれがある。」ので、「いくらかの軍隊をあらかじめ日本に駐在させておく」ために「軍事協定」を結ぶのも「やむを得ない」、「むしろ必要」と「言わなくてはならない」と述べた。そして、その軍事協定の条件としては、「外国の軍隊と軍事基地は必要な最小限

度にとどめる」、「駐在する軍隊とその軍事基地は、日本の安全と独立を保障するために使用される」の二点にあるとした（127～130頁）。

6 軍事協定批判論の限界

以上のとおり、田畠と横田は、「日本の安全を守るためにには、日本が非武装であるかぎり、外国の軍隊が日本に駐留することを容認する（田畠の場合は、「全面講和の実現」という条件付きで）」という見解を示していた。残る鵜飼も、外国の軍隊の日本への駐留に賛意を示さなかつたものの、「（警察予備隊を除いて）非武装化された日本の安全を外部に委ねる」こと自体を、明白に否定してはいなかった。

また、同じ号には、「単独講和と野党の主張」という特集記事も掲載された。そこでは、北村徳太郎（衆議院議員・民主党）が、日米安保条約が「片務的な地位協定」であるならば、「（日本に対する）主権の制限と言わざるを得ず、……協定の性格を厳重に監視しなければならない。」（143頁），勝間田清一（前出、衆議院議員・社会党）が「日本がもし他国と協力して平和を保たねばならぬとしたならば、まず日本が独立して、日本の自由意思によって、しかも対等な立場で協定されるべきであって、……特定国家の軍隊による駐兵でなくて、駐兵を伴わない国連による安全保障を求めるべきであろう。」（146頁），黒田壽男（衆議院議員・労農党）が「外国軍隊の駐兵に伴う諸種の特権により、我が国の主権が如何なる範囲で影響を受けるか等の政治問題」を「後日に論ずることが適當であろう」（151頁），羽仁五郎（衆議院議員・無所属）が、「講和条約の中に外国軍の駐在を規定することは、（日本における）主権の回復という講和条約の主旨と矛盾する」（157～158頁）と、それぞれ日本政府の進める安全保障政策に批判的な見解を述べた。しかし、それらはいずれも、「日本本土への外国軍隊の駐留」を問題にしており、「日本本土以外の場所から、外部の軍事力が日本の安全を守る」こと自体に反対してはいなかった。

こうした論稿の発表に先立つ同年1月末から2月にかけて、日米両国政府は対日講和条約及び安保条約に関する協議を進めていた。その際、吉田首相は日本側の要望を「わが方の見解」という文書にまとめていた。その初版では、「安全保障」の項目における「対外的には国際連合あるいは米国との協力（駐兵のごとき）によって国の安全を確保したい」とされていた箇所が、修正版では、「適当な方法によって、国際連合、とくに合衆国の協力を希望する」と改められていた⁽⁹⁾。また、「再軍備」の項目でも、「日本にとって経済上の負担が大きく、また近隣諸国からの警戒を招くゆえに、当面は不可能である」と記していた⁽¹⁰⁾。

7 『世界』の安保条約批判論

同じ年の9月、米国のサンフランシスコで、対日講和条約と共に日米安保条約（以下、

(9) 中西寛「講和に向けた吉田茂の安全保障構想」、伊藤之雄・川田稔編著『環太平洋の国際秩序の模索と日本』山川出版社、1999年、297～298頁。

(10) 前掲書『日米関係資料集』、84～85頁。

安保条約あるいは旧安保条約とも記す）が調印された。この安保条約は、「講和条約の発効後、日本と他国との間における協定等に基づき、外国軍隊の日本領域内での駐屯及び駐留を認める」（対日講和条約第6条）に基づき、日米両国政府が締結するという形をとっていた。

旧安保条約は前文で、米国の日本に対する「自衛目的の再軍備の漸増」を要求し、本文では、「極東の平和と安全の維持」並びに「日本国内の内乱及び騒擾の鎮圧」及び「外部からの武力攻撃に対する日本の安全への寄与」のために、「米軍が日本国内及びその付近に駐留する権利を持つ」（第1条）としていた。記述のとおり日本側は、当初、「米軍の対日防衛」と「日本の米軍に対する基地等の便宜供与」という、「物と人の交換」方式による条約の実現を求めた。しかし、米国側は、「日本が対米防衛義務を負えない」点を理由に日本側の要求を拒否し、条約に「米国の対日防衛義務」は明文化されなかった⁽¹¹⁾。さらに、日本に駐留する米軍の目的について、日本政府側は、「日本国のお安全を守る」ことに限定するよう希望していたが、米国政府及び軍部の強い意向により、「極東の平和と安全」が加えられることとなつた⁽¹²⁾。

同年の『世界』11月号に、村川俊之（外交評論家）は、「日米安保条約の問題点」と題する一文を寄せた。そこで彼は、「アメリカは、（安保条約に基づいて）日本に駐兵し、且つ日本を防衛する義務を持たないが、政治的、道義的（に日本を防衛する）義務を持つものの、「再軍備によって日本が再び侵略の冒険に出ることは、阻止しなければならない。」と主張した。さらに、日米安保条約のような「対抗的軍事同盟」は、「防衛を目的とするといつても、相手方からみれば、これが攻撃型のものと解釈され、かかる軍事同盟の対立は激化する」との懸念を表明した。その上で、将来には「国連憲章の原則に立つ一般的な集団安全保障機構の形成を可能ならしめるがごとき平和の条件を作り上げること」（傍点原文）が「われわれ（日本国民）の変わらざる念願である。」と述べていた（72～74頁）。ここには、米軍あるいは「一般的な集団安全保障機構」という「外部の軍事力」に日本の安全を委ねることへの一定の評価と、「日本が軍事面の負担を避ける」ことの要求が示されていた。

さらに、国会が講和・安保両条約を批准するための審議を進めているのと同時期、今中次麿（九州大学教授、政治学者）は、『世界』12月号に、「講和と日本の進路」と題する一文を寄せた。その中では、「世界の弱小国がその存立を全うしている秘訣」を「国際的勢力の均衡を、いかに利用しているかにかかっているにすぎない」として、「国際勢力の均衡」を日本も利用しなければならず、「そこに講和条約や、日米安全保障条約の批判についての日本的な主体性が成り立つのであり、この主体性の確立こそが、最も重要なことであろう。」と述べた。そして、「武力を放棄した日本の唯一の安全保障は、この対立する二つの勢力から平等に与えられる支持以外になく、また国連憲章の世界的集団安全保障の精神の上に、日本の国際的地位を安定せしめる政策以外にはない」と論じていた（43～45頁）。しかし、米国が既に、ソ連の勢力圏から日本を排除する方針を固めている以上、日本の安全を米ソ両国が保障するための前提是事実上失われており、また米ソ両国の冷戦ゆえに、

(11) 原彬久『戦後日本と国際政治－安保改定への政治力学』中央公論社、1988年、22～23頁。

(12) 前掲書『日米行政協定の政治史』、130頁。

国連の集団安全保障措置は、既に事実上機能不全に陥っていた。その上でなお、今中の主張するとおり「武力を放棄した日本」が自国の安全保障を「国際的（勢力）均衡」に委ねるとすれば、米国との軍事同盟の容認しか、もはや選択肢はあり得なかつたと言えよう。

そして同年、講和条約及び旧安保条約は、「米国が日本を防衛する義務を負わないにもかかわらず、日本国内に米軍の基地を設けるのは、日本にとって不公平な内容だ」等の批判を野党から受けたものの、国会で批准された。

8 日米行政協定と『世界』

翌1952年2月末、日米両国政府は、日米行政協定（以下、行政協定とも記す）に調印した。これは、旧安保条約に基づいて米軍が日本に駐留する際の条件を定めたものであった。しかし、その第24条では、「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合、日米両国政府は日本区域を防衛するために必要な措置をとると同時に、安全保障条約第1条（前掲）の目的を遂行するため、直ちに協議する」と、日米防衛協力の実施を定めたとも解釈することが可能な内容が盛り込まれていた。そして、この条文における「日本区域」の具体的な範囲について、岡崎勝男・国務大臣は「『日本』領土を意味する」と発言していた⁽¹³⁾。

その同じ時期、『世界』5月号に、横田喜三郎（前出）は、「行政協定をめぐる諸問題」と題する論稿を寄せた。そこではまず、「行政協定の内容のうちで、もっとも重要な問題は、日本に駐在するアメリカ軍がいよいよ出動する場合に、だれがそれを決定するかということ」であり、日米安保条約には、駐留米軍の出動する事例として、(A)「極東における国際の平和と安全を維持するに必要な場合」、(B)「外部からの武力攻撃に対して日本の安全を守る場合」、(C)「外国の教唆または干渉によって引き起こされた日本国内における大規模の内乱と騒擾を鎮圧する場合」があると指摘した。

そして、これらの場合について、(C)では、「日本政府の明示の要請があつてはじめて、アメリカ軍は出動するのであり……これはまことに適当なことで、問題のないところである。」とした。しかし、(A)と(B)については、駐留米軍の出動が、「日本政府にあらかじめ協議するとか、その同意を求めるとかいうような言葉もなく、「そう解釈し得るような言葉使いさえ」なく、「むしろ、言葉使いから言えば、アメリカだけで単独に出動させることができるようにある。」とした。その理由として、(B)の場合、「現実に外部から武力攻撃が日本に加えられているか、今にも加えられようとしている時」に、「それを防ぐために、アメリカ軍が出動するのは、当然なことで」あるが、「細かく言えば……今にも（日本が攻撃を）加えられようとしているにすぎない時には、アメリカ軍を出動させるにしても、その時期が問題になるから、やはり協議を受け、同意を求められることが望ましい。」とした（81～83頁）。

さらに横田は、「一層問題になる」のは、(C)の場合であるとして、次のように述べた。

いわゆる（安保条約における）極東がどの範囲を意味するかは、そのこと自身が既に

(13) 『毎日新聞』1952年2月29日。

一つの問題であるが、いずれにしても、日本だけではなく、それよりも広い範囲であることは、言うまでもない。そうすると、日本以外の極東における国際の平和と安全のために、日本にあるアメリカ軍が出動するということが起る。しかも、アメリカ軍が日本以外の極東に移動するということだけでなく、日本から出動して戦闘行為を行い、日本の基地を戦闘のために使用するということが起こる。それにもかかわらず、それについて、あらかじめ日本に協議することも、その同意を得ることも必要でないというのであっては、こと重大である。われわれとしては、容易に承認することができない。それでは、日本が協議を受けず、同意もしないのに、日本が戦闘行為の根拠地になり、やがて戦争に巻き込まれてしまうであろう。

こういったからといって、極東の平和と安全に対して、われわれは決して無関心なのではない。それを維持するために、協力しないというのでもない。極東の平和は、日本の平和と不可分である。むしろ、世界の平和が極東の平和と不可分である。……したがって、世界の平和のために、また、その安全のために、われわれもまた必要な協力をしなくてはならない。……

しかし、協力するには、協力の必要について、われわれもまた十分な協議を受け、われわれもまた同意した上でなくてはならない（83頁）。

そして横田は、行政協定第24条に基づき、(B)の場合に「アメリカ軍を出動させるには、日本とアメリカが協議しなければならない」ことを、「(日米) 安保条約に対して、一つの重要な改善であり、進歩である。」と評価した。その一方で、この協議を行う対象に、(C)の場合が含まれていない点については、「日本が直接に武力攻撃を受けているのでは」ないにもかかわらず、「(協議を行う) 規定が設けられなかった。」ことを「大きな欠点である。」として不満を表明した（84～85頁）。

結局、この論文からうかがわれるのは、日米安保条約の存在を前提とした上で、「駐留米軍が日本の安全保障を担う」という点を評価する一方、「日本が自国の安全と無関係な戦争に巻き込まれる」のを何よりも警戒し、回避するための方策が、行政協定に十分盛り込まれていないことに対する不満に他ならなかった。それは当然、「日本にとって最も軍事的な負担の少ない安全保障政策を実現するように求める」という姿勢とも結びついていた。

9 日米同盟の発足と『世界』

同年4月28日、旧安保条約は対日講和条約と共に発効した。同じ頃、芦田均（衆議院議員・国民民主党）は、『世界』5月号に「戦争放棄と戦力」という論文を寄せ、その中で、日本国憲法第9条の目的は、「侵略戦争放棄」と解釈するべきであり、「(日本が) 自衛のために武力を持つことは、憲法に抵触するところはない」、「日米安保条約に於て日本が『直接及び間接の侵略に対する防衛のため漸増的に自ら責任を負う』（前文）と約束した」以上、警察予備隊等が「不完全ながらも日本の持つ武装兵力（戦力）であることは何人も疑を容れる余地はない。」と記した。しかし、その「戦力」の定義については、「常識で判断すれば明らかなようで、さて精確に定義するとなると困難である」とするにとどまって

いた（49～50頁）。

また、小泉信三（経済学者）は、『世界』8月号に、「平和論の前進」という一文を寄せ、次のように記した。

私は全面講和論者が、その当初からの動機に於て、占領の維持を欲するものであったとは、決して思わない。けれども、全面講和でない講和には反対であるといい、現実に全面講和を可能ならしめる具体的な提案は示さぬとすれば、それは当然、占領の継続を求める結果に帰着する。その場合可能な講和、即ち多数講和に反対するものは、その結果が占領の継続を選択することになるのを知らねばならぬ。それを知らないということは許されぬ（63頁）。

芦田は、国会が日本国憲法を制定する際、憲法原案の第9条に修正を加え、第9条を「日本が自衛するための戦争及び戦力を保持することが可能である」と解釈し得るように一役買った人物であった⁽¹⁴⁾。また小泉は、日本政府が対日講和・安保条約の準備を進めていた時期、吉田首相から助言を求められた際、「米軍が日本を防衛してくれるからには、日本もより積極的に犠牲を払うべきだ。」と述べていた⁽¹⁵⁾。こうした人物が、『世界』の紙上で、現実に実効性のある安全保障政策を実現するように主張していたのである。

さらに、同1952年の秋には、警察予備隊を改組・充実する形で保安隊が発足した。これは、旧安保条約の締結交渉中に、日本政府が米国側に提出した「陸海5万人の保安隊を創設する」との文書に沿った措置であった⁽¹⁶⁾。この保安隊に対して「実態は軍隊ではないか」との疑問が呈せられたが、日本政府は、「日本は戦力に至らない規模の自衛力の保持を許されており、保安隊は客観的にみて憲法第9条で保持を禁じられた戦力に当たらない。」との政府見解を発表した⁽¹⁷⁾。これは前出した芦田均の「戦力に関する定義」と軸を一にしたものであった。

このように日米両国が軍事面での関係を深化させていく一方で、日本の国内では、石川県の内灘村に設けられた米軍の試射場に対する住民の反対運動（内灘闘争）を始め、米軍基地に対する反対運動が高まりつつあった。

こうした状況の中で、翌1953年、『世界』7月号に、笠信太郎（『朝日新聞』論説主幹）は、「近ごろ思うこと」と題する論稿を寄せた。そこでは、「最近のアメリカの政策として、出来たら日本に早く再軍備させ、極東における自由諸国側の勢力強化に資したいと、ペンタゴン（米国防総省）や国務省あたりが、腹に考えていることは、まあ間違いあるまい。」が、「そういうふうに、アメリカが考えているということ、アメリカがその希望通り日本に（再軍備を）押し付けるために何か日本に圧力を加えているということとは全く別であろう。」と、当時の反米的風潮を緩和するように記した。

続いて、日本の「反米感情」が「どこか皮相的」で、「それが親ソになる気づかいはま

(14) 芦田『新憲法解釈』、ダイアモンド社、1946年。

(15) 中西前掲論文、前掲書『環太平洋の国際秩序の模索と日本』、287頁。

(16) 前掲書『日米関係資料集』、89頁。

(17) 『朝日新聞』1952年11月26日。

「やはりアメリカとは真正面から四つに取り組まねば問題は解決しないよう感じられる」として、「アメリカと日本とが、同じような方向に向かっているということから、日本は何もかもアメリカと一緒に生的でよいということにはならないと思う」と指摘した。そして、その理由として、「巨大な経済力を擁しながら大陸にどっかと座っていて、その恐れている相手方の国（ソ連）からは何といっても遠いところに地位を占めている国（米国）と、これとは比較にもならない微弱な力しか持たないで、しかもアメリカの恐れる相手方の国（ソ連）に極めて近いところに身をさらしているような国（日本）」は、それぞれ「立っている地盤は大違いで」あり、それぞれの「安全（セキュリティ）」を「保存する方法」が、「抽象的には何と言おうと、具体的には決して同じというわけにはいくまい。」と論じた。

そしてさらに、日本は「弱い経済」等の制約を持っているゆえに、「何か抽象的な国際正義とか何とかを理由として、（外国と）共同で（国外に）出兵するとか、あるいはその前提となるような兵隊を作るということでは、国民の安全感は」得ることができず、「せいぜいのところ、自分の国土と国民だけを理由のない侵略から護り抜く」ことで、「国民としての一つの精神的な一致ができるのではないかと考える。」と主張した。その一方で、「日本がその安全を確保するために、さかんに交流をしなければならぬ相手は、やはりアメリカで」あり、「アメリカとの関係でどういう風に調整していくかが、やがて日本の方向ということにもなる」が、「その調整は決してやさしいはずはない」と指摘した（61～65頁）。

この時期の『朝日新聞』は、社説等で、日本国内の反米感情を抑制すると同時に、日米安保条約の存在を前提とした上で、これを日本の安全に役立つよう効果的に運用するよう繰り返し主張していた⁽¹⁸⁾。笠は『世界』の誌面でも、それと同じ趣旨の主張を記していたと言えよう。

そして同時期の米国政府は、笠が指摘したとおり、「再軍備に関して日本に経済面で高負担を強いるべきではない」とする方針で臨んでいた⁽¹⁹⁾。

10 『世界』の日米同盟批判論

この時期、日本政府に自衛力の増強を求める圧力は、むしろ日本の国内で高まっていた。1953年3月に行われた衆議院総選挙で少数与党となった自由党の吉田内閣は、保守系野党の改進党との間で、改進党が国会の運営に協力する見返りとしての自衛力の増強要求を受け入れ⁽²⁰⁾、翌1954年、保安隊を改組・充実した自衛隊及びその監督官庁としての防衛庁が発足した。これを「日本が再び軍国主義化する危機の到来」と捉えた野党の社会党等は、自衛隊の軍事行動に一定の制約を加えるべく、自衛隊法の成立と合わせて、参議院で「自衛隊の海外出動禁止」決議を可決した。

(18) 同上、1953年12月21日付社説「いわゆる反米感情について」。なお、『朝日新聞』の日米安保条約に対する姿勢については、拙著『朝日新聞は日米安保条約に反対していたのか？』並木書房、2006年を参照。

(19) 植村秀樹『再軍備と五五年体制』木鐸社、1995年、145～147頁。

(20) 同上、131頁。

同じ年の12月、吉田内閣は退陣し、保守系野党の日本民主党による鳩山一郎内閣が発足した。翌1955年8月、鳩山内閣の重光葵・外務大臣は米国を訪問して国務長官のJ·F·ダレスと会談し、「旧安保条約を改定して相互防衛条約化し、駐留米軍も撤退させたい」と提案した。この会談に先立ち、外務省の下田武三・条約局長は重光の命を受けて、旧安保条約に代わる日米両国間の相互防衛条約案を作成していた。同条約案では適用範囲を「西太平洋地域」とする（第2条）他に、「本条約の発効後、米軍は日本から撤退する」（第5条）としていた。また「西太平洋地域」については、「日本本土・沖縄・小笠原・グアム等の米国領を含む」とする旨を米国側に伝えていた⁽²¹⁾。しかし、ダレスはこの申し出を「時期尚早である」と拒否し、日本の国内でも重光の提案に対して批判が高まった。

こうした中で、『世界』1955年12月号に、遠藤三郎（元陸軍中将、平和運動家）は、「自衛隊のゆくえ」と題する論稿を寄せた。そこでは、「（先の）日米会談において、たとえ自衛隊の海外出動が議せられなかつたとしても、重光外相の言うがごとく自衛隊を増強して駐日米軍の肩代わりをさせ安保条約を双務的なものにしようすれば、当然自衛隊の海外出兵は義務付けられるべきであり、更にまた、仮に自主独立の軍隊として祖国防衛の任務に限定してみたところで、外敵の侵入ということを前提として、現在のごとく自衛隊にその外敵の侵入に対する防衛任務を与えてはいる限り、（自衛隊の）海外派兵は当然考えねばならぬことである」、「核兵器並びにその運搬発射装置の進歩した今日、敵の侵入を前提として軍隊を認め、それに防衛任務を与える以上、その軍隊は任務達成上、海外に出兵して敵の攻撃本拠を覆滅するに足る力と行動の自由を持たぬ限り、任務の達成は不可能」である、と指摘した。その上で、「もし世界平和を攪乱するようなギャング的侵略国があるならば、宜しく普遍的に組織された国際連合（現在のものは不十分であって、眞の世界連邦、世界国家的に發展せしめねばなりません）に国際警察を作り国際法を根拠として取締るべき」であり、「原子力時代に入った今日、武力抵抗が強ければ強いほど武力攻撃も強いものと思わねば」ならないゆえに、「日本のように人口密度の大きい国を戦場にしたならば、その悲惨なことは實に目を覆わねばならぬであろうことは想像に難くない」として、「万々一、外敵の（日本に対する）直接侵略があったとしても、軍隊を以てする武力抵抗は避け、国法に基づく不法入国者として警察が取締る程度に止め、手に余るような強大な侵入に対しては、国民の心の抵抗によるのが賢明と信ずる」と主張した（108～112頁）。

また翌1956年、『世界』の1月号に、矢内原忠雄（東京大学総長、経済学者）は、「平和問題と教育問題」という論文を寄せ、次のように述べた。

この（自衛隊という）事実上厳然たる軍隊が、「戦力なき軍隊」は軍隊でないという詭弁の下に、国会を通して国民の前に十分な説明もないままに、いつの間にか作り上げられて居るのである。……このような政治の不明朗性は、何としてもがまんの出来難いことである。……

米軍基地の問題が（日本の）あちらこちらで起こるが、幸いにも大体において米軍の規律はよく保たれ、日本国民の対米感情も大体において悪くない。ただ（日本）国民は、どこに基地があるのか、日本本土でどの位の米軍基地が設けられてあるか、詳しい事実

(21) 外務省開示文書、『朝日新聞』2001年7月16日、2002年7月8日。

を知らないのである。基地の拡張についても、政府は米軍の必要だけによって事を決めず、日本の国民的必要を考えて交渉すべきことはもちろんである。要するに私は、国会及び政府が米軍駐屯について、それがなぜ日本にとって必要であるのか。事実はどうなっているのか。そういう事を出来るだけ公然と論議し、かつ説明することが、国民の判断と感情を正しく指導する上において必要であると思うのである（47～48頁）。

以上、遠藤と矢内原の主張は、「自衛隊による日本の安全保障」を否定的に捉えるという点で共通する一方、「日本の安全を国連に委ねる（遠藤）か、駐留米軍による日本の安全保障を容認する（矢内原）」という相違点を持っていた。しかし両者は共に、「日本にとって最も負担の少ない形」で日本の安全保障を実現する政策を求めており、矢内原に至っては、駐留米軍に対する日本国内世論の反感を和らげようと試みていたとさえ言えよう。

11 結論

『世界』の創刊前夜にあたる1945年の秋、大内兵衛（経済学者）は、同誌の編集長を長く務めることになる吉野源三郎に、「今度の雑誌（『世界』を指す）は、あまり威勢のいいものにせず、何年かたってみると、戦後の日本の進歩や思潮の本流がちゃんと辿れるようしよう」と語り、吉野もそれに同意していたという⁽²²⁾。

この方針に基づき、対日講和条約及び旧安保条約の締結される前後の『世界』は、「日本を戦争に巻き込まずに、自国の安全を守るための方法の実現」を求めることが編集の基本方針とした。それは、当初は、非武装・中立化した日本の安全保障の国連等への委任から、それが米ソ冷戦の顯在化により困難となった後には、戦後日本に民主化をもたらした米国の軍事力への依存（それも可能な限り日本の国外に駐留する兵力による）を容認した論稿を多く掲載したことにも示されていたと言えよう。

その一方で同誌は、米軍による日本の安全保障を受け入れる際、「日本が実戦に介入する等の過度な負担を避ける」という条件を強く主張し続けた。それは、吉野が『世界』1951年10月号の巻頭言で、「われわれのつつましい幸福や一切の人間らしい希望が、またも戦火に曝されるかも知れない危険を避けて、一つの重大な決定がいま行われようとしている」、「私たちの幼い弟妹や子供たちまでが嘗めた、あの窮乏と恐怖との記憶を思い起こそう。」と、対日講和・安保条約の締結に強い懸念を示した点にも表れていた（2～3頁）。

しかし、それは、「日本が軍事力によって自衛することに消極的なまま、米国の軍事力に自国の安全を委ねる」という安全保障政策に帰着せざるを得なかった。その結果として日本は、極東における米国の対ソ軍事拠点化と交換する形で、旧安保条約に基づく米軍の駐留を決定した。これに加えて日本は、米国からの自衛力の増強要求等にも応ぜざるを得ず、「日米両国間の軍事同盟化」路線が、日本の安全保障政策上、定着することになった。それは、『世界』が、日本の安全を守るために現実的な政策を提言するよりも、現実に進行する日米同盟の問題点を指摘するという「思潮やその進歩」を重視した当然の帰結であった。

(22) 吉野源三郎『職業としての編集者』岩波新書、1989年、80～81頁。

〔抄 錄〕

対日講和及び旧安保条約の締結される前後の『世界』は、「日本を戦争に巻き込まざる、自国の安全を守るための方法の実現」を求めるることを編集の基本方針とした。それは、当初は、非武装・中立化した日本の安全保障の国連等への委任から、それが米ソ冷戦の顕在化により困難となった後には、米国の軍事力への依存（それも可能な限り日本の国外に駐留する兵力による）を容認した論稿を多く掲載したことに示されていた。その一方で同誌は、駐留米軍による日本の安全保障を受け入れる際、「日本が実戦に介入する等の過度な負担を避ける」という条件を強く主張し、対日講和・旧安保条約の締結にも強い懸念を示した。

しかし、こうした姿勢は、「日本が軍事力によって自衛することに消極的なまま、米国の軍事力に自国の安全を委ねる」という安全保障政策に帰着した結果、日本は、旧安保条約に基づく米軍の駐留を決定し、米国からの自衛力増強要求にも応ぜざるを得なかった。それは『世界』が、具体的な安全保障政策の提言よりも日米同盟の問題点を指摘するという「思潮やその進歩」を重視した帰結であった。